

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）（税務課）

一 改正の要旨

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日